

平成 23 年 9 月 20 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の実施予告について

- NHKでは、平成18年11月に、放送受信料の未収者に対する支払督促の申立てを行って以来、今年8月末までに全国で1,861件の督促申立てを行ってきました。
- その結果、申立てを行った多くのみなさまに、全額または分割で放送受信料のお支払いをいただけるようになりました。ただ一部に、支払督促または判決等が確定したにもかかわらず、依然として放送受信料のお支払いをいただいていない方々もおられます。
- このため、今回新たに、放送受信料のお支払いを未だにいただいていない12人の方々に、このままお支払いがない場合は、強制執行により放送受信料の回収を行わざるを得ない旨の予告通知を、本日付けで郵送しました。

- ・ 新たな予告対象者 12人（8都府県）

- （東京都2・神奈川県2・群馬県1・大阪府2・京都府1・兵庫県2・山口県1・佐賀県1、数字は人数。なお、群馬県と佐賀県は初）

- ・ 予告通知発送日 平成23年9月20日（東京から発送済み）

- ・ 支払期限 平成23年9月30日

- なお、指定の期限までに放送受信料のお支払いに応じていただけない場合は、やむを得ず、対象者の所在地を管轄する各地方裁判所に対し、強制執行の申立てを行います。

これまでの強制執行実施結果について

35人について予告し、お支払いいただけなかった29人について強制執行を申し立て、11人について全額または一部取立てを実施しました。自らお支払いいただいた方を含め、20人から全額の収納ができました。現在、残る9人の方について手続き中です。